

新しい公益法人制度における法人府民税・法人事業税及び地方法人特別税の取扱いについて

平成20年12月1日より新しい公益法人制度が施行され、法人府民税・法人事業税及び地方法人特別税の取扱いが以下のとおりになりました。

区 分	収益事業の有無	法人事業税及び地方法人特別税	法人府民税	
			法人税割	均等割
公益社団法人 公益財団法人	行 う	収益事業に係る所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	最低税率（年2万円） ※注
	行わない	非課税	非課税	課税免除（条例第24条の2）
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	行 う	収益事業に係る所得に課税	最低税率（年2万円）
		行わない	非課税	最低税率（年2万円）
	非営利型法人以外	行 う	全所得に課税	全所得に係る法人税額に課税
特例民法法人 （従来の民法34条の社団法人・財団法人で、 上記法人への移行登記を行っていない法人）	行 う	収益事業に係る所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	最低税率（年2万円）
	行わない	非課税	非課税	課税免除（条例第24条の2）

- ◆ 公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人について、収益事業を行わない場合は、届出も申告も不要です。
- ◆ 非営利型法人の一般社団法人と一般財団法人で、収益事業を行わない場合、法人税では非課税となりますが、法人府民税は均等割のみの課税となります。
この場合は、毎年4月30日までに第11号様式申告書で均等割のみの申告納付をしていただくことになります。
- ◆ 非営利型法人以外の一般社団法人と一般財団法人については、普通法人と同じ課税（均等割は最低税率）となりますので、法人税において予定申告又は中間申告が必要な場合は法人府民税と法人事業税においても予定申告又は中間申告が必要になります。

- ◆ 設立・異動等届出書について
法人の設立、法人の名称・法人の区分が変更となった場合、収益事業の開始・廃止の場合は、所管事務所へ設立・異動等届出書を提出してください。

（添付書類）

- ・ 設立…履歴事項全部証明書、税務署へ提出した届出書の写し、定款
- ・ 名称・法人の区分変更…履歴事項全部証明書、税務署へ提出した届出書の写し、定款
- ・ 収益事業の開廃…税務署へ提出した届出書の写し
- ◆ 旧有限責任中間法人について
一般社団法人への名称変更の届出については、登記完了後に履歴全部事項証明書を添えて提出してください。なお、非営利型法人に該当することとなった場合は、税務署に提出した届の写しを添えて法人区分変更の届も提出してください。

※注 京都府に所在する事務所又は事業所において収益事業を行わない場合は、課税免除（条例第24条の2）となります。